

2015.10.5 発行
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町 1-16-18
センチュリービル 2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第22回総会へ95名 (委任状含み)

「平和日本」の重大な岐路、納税者の権利・利益を守る立場再確認

東京税財政研究センターの第22回通常総会は、さる8月24日御茶ノ水全労連会館で開催されました。

総会には会員 95 名（委任状 45 名含む）が参加し、質疑のうえで 5 議案全部満場一致で採択しました。

当日は来賓に東京税経新人会会長・井上礎幸氏が出席、またメッセージが三団体から寄せられました。

総会の冒頭挨拶に立った永沢理事長は次のように挨拶しました。

「戦後70年国民の粘り強い運動で平和憲法を守ってきた。日本を戦争する国にさせてはいけない。憲法9条を絶対に守らなければいけない。そのうえで3つのことを強調したい。第一は2015年骨太方針では大衆課税を強化し、法人税減税、軍事費の拡大方針を明確にした。戦争のために税を使うことに反対する。第二に税制、税務行政の民主化を実現させるためには、納税者、国民が「納税者の権利」をしっかりと自分のものにすることが必要。そのため、日々の研究成果、実践経験をもっと広げていくことが必要。第三には設立される「滞納相談セン



ター」は社会保険料引き上げや消費税10%で一層増加すると予測される滞納者に手を差し伸べることがますます重要になる。そのためにセンター会員の力を是非発揮してほしい。」

〈特別講演〉

焦眉の課題「憲法」を明快に

—青山学院大学法学部教授・木山泰嗣 氏

総会に続く特別講演は、新進気鋭の青山学院大学法学部教授・木山泰嗣氏。「憲法と租税法」と題して、約2時間にわたって現在注目の「安保法案」の中で一躍大きな話題となっている「憲法」について明快に解説。

「憲法」では基礎的な部分から三大原則、①国民主権、②人権尊重、③平和主義について、「憲法と租税法」では、租税の「課税要件法定主義」について述べました。



レセプションに 38 名

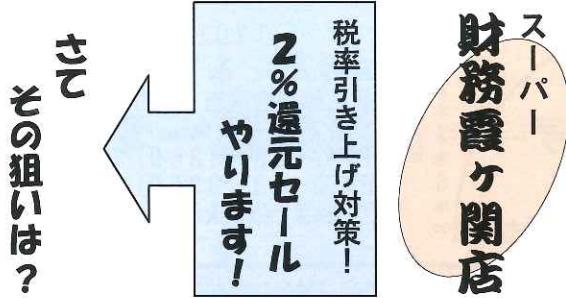
引き続き開催されたレセプションには38名の会員・来賓が参加し和やかに交歓しました。

新役員紹介

会計監査

理事長 副理事長 專務理事 理事
事

木金渡吉山梁藤福八平野内須鈴佐坂近工熊加大大石飯浅青青石本武角小岡永
内井辺田口木平田代野坂藤藤木木村藤藤澤瀬野山井島井木木塚川田谷川田沢
清桂久潤三和悦 正誠 陽 時武勝清通 裕健優健輝幹國 啓豊俊
隆吉子夫郎郎良雄司元史弘子昂輝春美秋夫豊寛正二夫子男光雄雄等一作明晃



「消費税軽減税率」考 2年ほど前のニュース

消費者庁は2013年7月25日、2014年4月の消費税増税時での消費税転嫁を阻害する行為に関する指針案を公表した。

消費税分を値引きする宣伝や広告、「消費税は転嫁しません」、「消費税率上昇分値引きします」、「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示は禁止している。

「消費税」といった文言を含む表現であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ、禁止しない。例えば、「毎月20日は全品5%割引セール（なお、4月1日から消費税率が8%になります。）」という表示はできる。

「消費税」といった文言を含まない表現であっても、「増税分3%値下げ」、「税率引上げ対策、8%還元セール」など、「増税」、「税」といった文言を用いて実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは禁止。

消費者庁はいうに及ばず、公正取引委員会、中小企業庁、国税庁など政府機関は同じ広報を展開しました。

転嫁に関する禁止のお達しですが、財務省がなんとしてもやりたいことは消費税10%への引上げで、国民に対する消費税の転嫁と考えれば今回の宣伝はモロ禁止事項といえます。

財務省がぶち上げた「日本型軽減税率」は、なんのことではない「2%税率引上げ対策で、食料品のみ代金の2%のポイントを付与して還元セールをやります。なお、2017年4月から消費税率が10%になります。」という宣伝・広告ですもの。

狙いは

10%引上げに対する国民の反発をそらす狙いはミエミエ。ボロボロ零れ落ちること必至の逆進性対策で、麻生さんは端からそういっているのですから対策にならないことを確信しているわけです。ですから、逆進

性対策は狙っていないといつてもいいでしょう。

ところで韓国に行かれた方は体験されたと思いますが、韓国は「現金領収証制度」を導入しています。

韓国の制度は次のようになっています。

まず、国民や事業者に番号入りの「現金領収証カード」が発行されます。

それをもとにして ① 消費者は国税庁の専用ホームページに番号を登録 ② 消費者は購入時に加盟店へ現金とともにカードを提示 ③ 販売店は現金領収証事業者に取引内容をリアルタイムで登録 ④ 販売店は現金領収証事業者から承認をリアルタイムで受け取る ⑤ 販売店は消費者へ現金領収証を発行 ⑥ 現金領収証事業者は国税庁へ取引内容を1日1回電子送信 ⑦ 国税庁は現金領収証事業者へ受理を通知し、現金領収証資料を登録番号により区分し資料として集積 ⑧ 消費者は決済内容を国税庁のホームページで照会することが可能 ⑨ 消費者は現金領収証により所得控除を受ける（限度額等あり）

財務省がぶち上げたポイント還元方式は、韓国の制度そのものといっていいのです。「日本型」とは、よく恥ずかしくもなくいうものです。

韓国はこの導入によって現金取引内容を国税庁が把握・管理できることになり、現金収入を除外する業者が激減したとしています。

また、「現金領収証システム」のインフラと運用で、電算システム企業と通信事業者、クレジットカード事業者が認定され大きな儲け口を生み出しています。

本来なら社会福祉に使われるべき財源が業者の儲けになっているわけです。韓国ではこの制度に宝くじまでくっつけて定着を図っています。

どうでしょう。財務省の狙いはこんなところにあるのではないでしょうか。

生活必需品にゼロ税率を

消費税は逆進性をもち、また、課税最低限がなく担税力のない人まで課税するという不備な税制です。本来このような税制は廃止されるべきですが、やむなく存在を受け入れるとして逆進性を解消するには少なくとも生活必需品をゼロ税率とすることです。

つまり軽減税率の導入です。それによってなんとか憲法が許容する範囲の税金となるでしょう。経済界、税理士会、一部の学者がこぞって反対しているようですが、国民のことを考えてほしいですね。

（小田川豊作）

膨らむ防衛予算、拡大する実地調査以外の調査、 変化する税務調査、当局資料で解明 マイナンバー、税理士事務所の具体的対応

第53回 公開講座 11/4

凶暴な政権の嵐が、日本国中の多様な階層から巻き起こったかつてない反対の声を無視して、「戦争法案」を強行採決しました。これを見越したかのように防衛省は平成28年度概算要求で5兆9百億円超（前年対比2.2%増）を要求しています。この先、税が社会福祉や地方格差などの様々な歪を放置したまま防衛費に吸い取られていくのは、日の目を見るより明らかです。

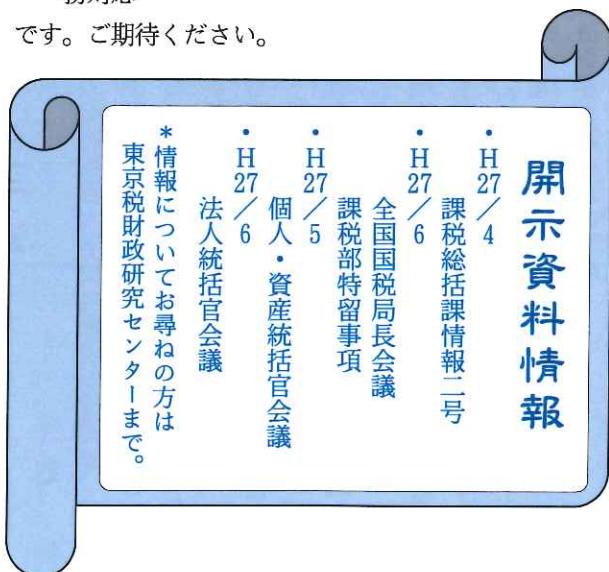
これに対応する税務行政もまた、改正国税通則法の骨抜きを図り、実地調査以外のあらゆる手法による調査の拡大をもくろんでいます。さらにそのうえ、マイナンバー制度を活用する大衆課税強化もちらついています。

今回の公開講座は、こうした税務行政の動きを、国税当局の開示資料を基に、それによる税務行政の変化、現実に行われている税務調査の問題点などを明らかにしていきます。また、マイナンバー制度による税理士事務所の具体的対応はどうあるべきか、解明していきます。

内容は

- 個人課税、資産課税、法人課税部門の平成27年度事務運営と税務調査の動向
- マイナンバー制度－税理士事務所としての実務対応

です。ご期待ください。



日 時・11月4日(水) 午後1時～

会 場・全労連会館

JR 御茶ノ水、地下鉄新御茶ノ水駅徒歩8分

地下鉄丸の内線御茶ノ水駅徒歩7分

参加費・5,000円

(会員、会員関係者・3,000円)

団体・10名以上1人3,000円

資料代(別途購入の場合)・2,500円

書評：丸山重威著

「安倍憲クーデターとメディア支配」

(あけび書房 価格1,400円+税)

戦争法が民主主義を蹂躪して「成立」した。安倍政権がこれほどまで違憲立法に執着・強行した理由は何か、世論に大きな影響をあたえたマスコミ報道はどうだったのかは、政権交代という新しいステージに入る戦争法反対運動にとっての点検課題である。本書はそのために欠かせない書となろう。

著者が語りたかった第一は安倍政権下の「メディア支配」の実相である。自民党内にメディア対策の専門組織をつくり、NHKに代表される組織「乗っ取り」から、脅迫、幹部と酒席を共にする「懐柔」まで、多様な手段が生々しくえがかれている。第二は「軍国化」を強行するこの政権のナチスに似た体质と、深みにはまつていく対米従属の密接な関係である。第三は戦争法成立の意味と、「自由にものが言えない社会」が起きつつあることへの警鐘である。

叙述の特徴は、豊富な事実に基づいて、平易に、かつ、情熱をこめて書かれている。それは共同通信社での長い記者生活、大学での「現代マスコミ論」研究・講義と、現に日本ジャーナリスト会議の要職にある経験で裏打ちされた著者ならではの仕事である。

(熊澤通夫)

センター活動日誌

2015/7/ 5 川越民主商工会
7/ 7 東京土建板橋支部
7/14 東京土建足立支部
7/15 東京土建日野支部
7/17 埼玉保険医協会
7/18 広島県商連
7/23 東京土建日黒支部
7/24 立川地域税制税務行政民主化協議会
7/28 相模原民商
7/30 所沢民商
7/30 神奈川県保険医協会
7/31 山口県保険医協会
8/ 1 中国新人会
8/ 3 東京土建本部
8/ 6 町田革新懇
8/22 入間民商
8/23 東京土建日野支部
8/25 東京新人会城北ブロック
8/26 東京土建北支部
8/27 消費税廃止足立各界連
8/29 朝鮮商工会東京本部

新入会員紹介

※会員

◎青野 友信

〒216-0001 川崎市宮前区野川 71-1

TEL/090-8453-8049

<事務所>

〒154-0017 世田谷区世田谷 3-22-17

世田谷税経センター

TEL/03-5451-5321 FAX/03-5451-5323

ホームページ情報

<http://touzeiken.net>

- ・「戦争法案」の強行採決に抗議し廃案を求める声明
- ・国税通則法改正後の税務調査の特徴と課題
- ・改正後の相続税、贈与税の概要と税務調査
- ・医療機関の税務調査とその対策

ザ・コラム

私は、50年前税務大学校の憲法の授業で、はじめて日本国憲法の前文を読んで感銘したことを鮮明に記憶しています。そしてその第9条は、世界中に誇れる至極の宝石であると思いました。その思いは今も変わりありません。しかし、安倍内閣と与党と一部野党は強行採決により、幅広い国民の意志を踏みにじり戦争をする国へと歩み出しました。許しがたい暴挙です。

横浜の地方公聴会で、専修大学教授広渡清吾氏は「民主主義と立憲主義に対する挑戦である」と批判し、「反知性主義を感じる」と指摘しました。私も同じ思いであり、安倍内閣はついにナチスと同じ道を歩き始めたのです。

劇作家の故井上ひさしさんは、「きらめく星座」のなかで「人間のなかにあなたが居るというのも奇跡です。こうして何億何兆の奇跡が積み重なった結果、あなたも私も今ここに居るのです。人は奇跡そのもの。だから人間は生きなければなりません」と言っています。また、この10月8日から演劇集団土くれが上演する「紙屋町さくらホール」では、「(教え子が戦争で)殺される寸前、おとん、おかん! 何か言うてちょっとだい、と両親に向かって助けを求める。子供たちをこんな目に合わせてまで、守らなければならぬ大義が、国家にはあるのですか」と訴えています。

人間の生命を蔑にするのは紛れもなく戦争です。戦争をする国にしてはいけないのです。

(K・M)